

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月18日
【会社名】	シコー株式会社
【英訳名】	SHICOH CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白木 学
【本店の所在の場所】	神奈川県大和市中央林間西三丁目9番6号
【電話番号】	046-278-3570
【事務連絡者氏名】	取締役（財務・経理担当） 田中 彰
【最寄りの連絡場所】	神奈川県大和市中央林間西三丁目9番6号
【電話番号】	046-278-3570
【事務連絡者氏名】	取締役（財務・経理担当） 田中 彰
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 11,831,680円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,213,903,680円 （注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	556個（新株予約権1個につき20株）
発行価額の総額	11,831,680円
発行価格	新株予約権1個につき21,280円（新株予約権の目的である株式1株当たり1,064円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年12月6日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	シコー株式会社 社長室 神奈川県大和市中央林間西三丁目9番6号
払込期日	平成22年12月6日（月）
割当日	平成22年12月6日（月）
払込取扱場所	株式会社横浜銀行 中央林間支店

- （注）1．第7回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成22年11月18日（木）開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2．平成22年11月18日（木）開催の当社取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
- 3．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 4．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	シコー株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、20株（以下「対象株式数」という。）とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式20株とする。 ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。</p> <p style="text-align: center;">調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割又は株式併合の比率</p> <p>また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株式の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、108,100円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p> <p>(2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

	<p>(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき、 その他行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,213,903,680円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成22年12月7日から平成24年12月6日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 シコー株式会社 社長室 神奈川県大和市中央林間西三丁目9番6号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社横浜銀行 中央林間支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき21,280円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p>

	<p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件</p> <p>別記「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,213,903,680	17,000,000	1,196,903,680

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（11,831,680円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（1,210,720,000円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、下記のとおりであります。

（価格算定費用）	2,000,000円
（弁護士報酬）	2,000,000円
（アドバイザー業務報酬）	11,000,000円
（その他費用）	2,000,000円

4. アドバイザー業務報酬については、割当予定先であるOakキャピタル株式会社が行う本件資金調達に関する開示書類作成にあたっての支援に対する報酬110万円（税抜）であります。なお、アドバイザー業務報酬は総額で410万円（税抜）であり本件以外に発行諸費用に含まれないリスクマネジメント他のアドバイザー業務報酬300万円（税抜）があります。

5. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

当社グループの主力製品の一つであるオートフォーカス・リニアモータ・アクチュエータ（スマートフォン並びに携帯電話に搭載されるカメラユニットの一部、撮影時に自動で照準を合わせる機能を受け持つ。以下、「AFL」という。）は、現在のスマートフォン市場の世界的な拡大もあいまって、多くの注文が寄せられています。加えて、スマートフォンメーカー各社はタブレット製品の発売を開始し、タブレット製品市場が新たに認知されつつある中、今後発売が予定されている機種にはオートフォーカス機能のついたカメラの搭載が増加しその部分も当社への供給要請に結びついており、当社としては生産能力の増強を行わざるを得ない状況にあります。

この受注の増加見込みに対し、製造工場である思考電機上海有限公司の中で古いためAFLはこのままでは製造できないクリーン・ルーム（*）の改修工事を取り急ぎ行い、それだけでは受注生産数量に満たない為更にクリーン・ルームを新設します。

クリーン・ルームの改修・新設代金並びに製造設備・治具等の取得のために454百万円を計画します。また資金調達が順調に進めば200百万円で試作ラインを新設し新機種の製造立上げ時に初期からの歩留りの改善をめざします。更に生産拠点である上海工場の人員を増加させ対応すると共に、製造ラインの半自動化を行い、生産性を向上させることによるコストダウンを進めていく資金に充当する予定であります。なお、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし安定的に管理してまいります。

かかる支出予定時期は、本新株予約権の行使状況のほか、受注及び在庫の状況や半自動化の状況等により変動することがあります。今回の資金調達の資金使途に関わる設備投資は、大半が来年度の設備投資でありこの設備投資も盛り込んだ上で来年に向けて計画を鋭意作成中であります。当社の今年度の設備投資計画の中には今回の資金調達に関わる設備は織り込んでおらず、当初の計画外で行なうことを決議したものであります。これは当社の計画を大きく上回る受注状況に起因するものであります。

また、本件資金調達は、新株予約権によるものであるため、行使の時期及び行使数の如何によって、資金調達の時期及び金額は変動することになります。このため、上記資金使途の内容、金額及び優先度等につきましては、調達時の状況に応じて当社が判断することとなります。なお、新株予約権の行使が進まない場合は、別途新株式発行の伴わない資金調達の検討を進めてまいる所存であります。

< 当社の予定している具体的な使途、金額、支出予定時期について >

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
<p>() 増加運転資金</p> <p>a) 材料費 120百万円 A F Lの生産量を増加させるにはA F Lの材料である磁石・スプリング・金属材料・プラスチック成型品等の仕入れを増量する必要があり増加分として上記金額を計画しています。</p> <p>b) 人件費 120百万円 上海子会社での製造要員の人員増による人件費の増加分として上記金額を計画しています。</p> <p>c) 他製造経費 40百万円 増産に伴い他の製造経費の増加分として上記金額を計画しています。</p>	281百万円	平成22年12月～平成23年2月
<p>() 製造ラインの増設資金</p> <p>a) 既存クリーン・ルームのA F L製造ラインへの改変投資 154百万円 当面のA F Lの受注増への対応するために（空気清浄度が要求水準を満たしていないため）製造ラインとしては現状使用できないクリーン・ルーム（*）の改修に40百万円をかけ製造ラインとして使用できる清浄度を確保し、そのクリーン・ルームに特性検査機・顕微鏡・治具等の製造設備として114百万円を投資することにより、短期間での生産能力の引き上げを図ります。</p> <p>b) クリーン・ルームの増設投資 300万円 既存クリーン・ルームの改変だけでは受注増に対応できない為、更に「クリーン・ルーム」を新設するための工事代金72百万円並びに製造設備の代金228百万円を投資することにより新たなクリーン・ルームを確保し更なる増産を図ります。</p> <p>c) 試作ラインの新設 20百万円 新機種の製造立上げ時に初期から歩留りを改善するためのA F Lの試作ラインに設備を20百万円で導入し原価率の改善を計画しています。</p>	474百万円	平成22年12月～平成23年4月

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
<p>() 製造ラインの半自動化資金</p> <p>当社はAFLの製造にあたって顧客が異なっても共通する工程については自動化を取り入れ、生産効率の向上を図ってまいりました。この動きを加速化し、最も大量に生産している機種を中心に人手で人海戦術的に行っている複数の工程で自動化機械を導入し人件費の削減による収益力の強化を図ってゆきます。</p> <p>複数の工程での各々の機械を機能別に集計した金額を以下に記します。</p> <p>ばね・ケース等への接着剤の塗布並びに接着 150百万円 ばね・磁石等をケースへ挿入し取付加圧 160百万円 半田付け 43百万円 その他（磁石の整列、特性検査等） 27百万円</p>	380百万円	平成23年1月～平成24年11月
<p>() 内製部品製造ラインの増設資金</p> <p>当社は従前より原価の低減のために部品の内製化に取り組んでおり、今回の生産能力の拡大に合わせてメッキ設備やプレス機、研磨機等の導入等を行い内製部品の生産能力も拡大する必要があります。内製部品製造ラインの増設資金はこの設備投資については実施できなくとも、他社から当該部品を購入して製品の供給自体は続けていくことは可能ですので、原価の低減にはつながりませんが大きな支障はありません。</p>	61百万円	平成24年6月～平成24年11月

* クリーン・ルームとは高性能なエアフィルターを通して空気を循環させることにより塵芥を除去し、更に入退室時にエアシャワー等により塵芥を落として入室させる等の機能を付加し、加えて部屋の構造も塵芥の堆積防止の工夫等を行なうことにより、空気中の塵芥を著しく除去する仕組みを取り入れ、塵芥の殆どない清浄度が確保された部屋です。精密機器の製造においては、塵芥は断線等を引き起こし不良品となる為クリーン・ルーム内での製造は必須であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成22年11月18日開催の取締役会において決議された別件第三者割当による新株式発行（現物出資）の概要

- (1) 株式の種類：普通株式
- (2) 発行数：4,522株
- (3) 発行価額の総額：520,030,000円（現物出資のため調達資金はありません。）
- (4) 発行価格：1株につき115,000円
- (5) 現物出資財産の内容及び価額
 - 上海普容尼精密模具有限公司の持分100% 219,075,000円
 - 上海普容尼模塑有限公司の持分100% 115,000円
 - 上海敏動機電有限公司の持分100% 300,840,000円
- (6) 募集の方法：第三者割当
- (7) 割当予定先：株式会社シンクテック・インベストメント
- (8) 申込期間：平成23年1月11日～1月14日
- (9) 払込期日：平成23年1月14日

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Oakキャピタル株式会社	
	本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	第149期有価証券報告書（平成21年4月1日から平成22年3月31日）	平成22年6月30日提出
		第150期第1四半期報告書（平成22年4月1日から平成22年6月30日）	平成22年8月6日提出
第150期第2四半期報告書（平成22年7月1日から平成22年9月30日）		平成22年11月5日提出	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社と割当予定先の間には、アドバイザー業務の受発注関係があります。注)	

注) アドバイザー業務報酬については、本件資金調達に関するアドバイザー業務並びに実務支援業務に対する報酬110万円（税抜）並びにリスクマネジメント他のアドバイザー業務報酬300万円（税抜）であります。リスクマネジメントについてはカントリーリスクについて中国以外での製造拠点の検討に関するアドバイス、外国為替管理全般に関するアドバイス特にデリバティブ対応策としてデリバティブの解約以外での評価損の固定方法等に関するアドバイス等に関する対価であります。

c. 割当予定先の選定理由

当社の企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎されうる投資家を模索することとし、複数の有力先と接触を重ねてまいりました。こうした複数の候補先との交渉の結果を踏まえ、当社の考えのもとに、Oakキャピタル株式会社を選定いたしました。

Oakキャピタル株式会社と接触をもったきっかけは、同社が投資会社として上場企業に対する投資を行っていることを一部の当社従業員が従前より知っており、取締役の岸が打診したことに端を発しております。Oakキャピタル株式会社は、国内外での投資実績が豊富で、かつ、潜在的な成長力をもつ新興上場企業に対する投資を積極的に行っている東証二部の上場会社であります。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー業務、リスク管理の総合サービスを行うリスクマネジメント事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

O a kキャピタル株式会社は当社が事業を推進するに当たり、特定の資本系列に属さず、独立的、中立的な立場から幅広いネットワークを持っていることから、提携候補先をご紹介いただくなど、積極的に協力していただいております。潜在的な需要の開拓が期待でき、それらの成果が将来、当社の事業展開と企業価値向上に貢献するものと考えております。

また、同社の表明内容で、当社の経営に介入する意思や今後市場で当社株式を買増しして支配株主となる意思がない純投資目的であることや、本新株予約権の行使により取得する株式についても可能な限り市場動向に配慮しながら売却していく方針であることも重視し、同社を割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先であるO a kキャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数は11,120株であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるO a kキャピタル株式会社の本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるO a kキャピタル株式会社より本新株予約権の発行に係る払込みについては、払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。同社が提出した平成23年3月期第2四半期報告書により、本新株予約権の発行価額の払込み及び本新株予約権の行使請求に足りる現預金その他流動資産を有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

O a kキャピタル株式会社は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」を確認し、当該割当予定先及び当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社）が算定した結果、その算定価値を踏まえ本新株予約権1個当たりの発行価額を金21,280円といたしました。本新株予約権の発行価額の算定方法については、第三者機関からの算定結果報告書から、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認いたしました。

発行価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、行使価額は、本新株予約権の特徴、当社の株価を鑑み、割当予定先であるO a kキャピタル株式会社との協議の結果、本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議日の前営業日である平成22年11月17日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値115,000円を参考として、行使価額を108,100円（ディスカウント率は6.0%）といたしました。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前日終値を参考値として採用いたしましたのは、形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したからであります。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では、当社グループの主力製品のひとつである「A F L」のシェア拡大および競争力強化による業績の改善及び自己資本充実という本件資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員（社外監査役2名）から、本新株予約権の発行価額は、それ自体で特に割当予定先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。当該意見の基礎となる判断要素として、行使価額の算定方法が市場慣行に従った一般的な方法であること、払込金額の算定にあたり第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使

期間、株価変動性、金利等を前提条件としてその基礎にしていること、当該各前提条件を反映した新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、第三者評価機関による評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより有利発行ではないという意見であります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

O a k キャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数11,120株及び別件第三者割当（現物出資）による新株式の発行株式の総数4,522株を合わせた15,642株に係る議決権数は15,642個となり、当社の総議決権数62,240個（平成22年7月20日現在、以下同じ）に占める割合が25.13%と25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
白木 学	神奈川県大和市	22,950	36.87%	22,950	29.47%
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂8-10-24			11,120	14.28%
株式会社シンクテック	神奈川県大和市中心林間 3-28-22	11,070	17.79%	11,070	14.21%
(株)シンクテック・イン ベストメント	神奈川県大和市中心林間6丁目 5-4-605			4,522	5.81%
白木 秀子	神奈川県大和市	2,127	3.42%	2,127	2.73%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	350	0.56%	350	0.50%
饗庭 眞清	群馬県館林市	300	0.48%	300	0.39%
野田 幹雄	神奈川県厚木市	300	0.48%	300	0.39%
シコー従業員持株会	神奈川県大和市中心林間西三丁 目9番6号	283	0.42%	283	0.36%
芳賀 俊郎	千葉県千葉市美浜区	259	0.36%	259	0.33%
計		37,675	60.53%	53,317	68.46%

- (注) 1. 募集前の大株主の所有株式数及び総議決権数に対する所有株式数及び議決権数の割合は、平成22年6月30日現在の株主名簿に同7月20日の公募増資による4,500株の新株発行分を加味して計算しております。また、募集後の大株主の所有株式数及び総議決権数に対する所有株式数及び議決権数の割合は、募集前の大株主の所有株式数及び総議決権数に対する所有株式数及び議決権数を基準にしております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年7月20日現在の発行済株式総数に、O a kキャピタル株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数11,120株及び別件第三者割当増資（現物出資）の新株式の数4,522株を合わせた15,642株に係る議決権個数15,642個を加えて算定しております。上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 割当予定先であるO a kキャピタル株式会社の本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。したがって、今後において、当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は「思考する」技術者集団として独創的な製品開発に取組み、「独創的に思考したモータを通じて、世界に貢献する」という経営理念のもと、主に携帯電話に搭載される小型モータを開発してまいりました。

当社グループの主力製品のひとつであるAFLは、スマートフォン並びに携帯電話の海外を含む大手メーカーに納入しており、スマートフォンへの搭載率でトップシェアを有しております。

平成22年12月期第3四半期では、当社グループの主要市場である携帯電話市場においてはスマートフォンをはじめ堅調に需要が拡大しており、スマートフォン・携帯電話に搭載されている当社主力製品の「AFL」についても順調に受注の積上げを図ることができました。

現在、携帯電話・スマートフォンに搭載されるカメラの高画素化に伴い、オートフォーカス機能の搭載率が向上していることに加え、スマートフォン市場の世界的な拡大もあいまって、当社にも多くの注文が寄せられております。

加えて、スマートフォンメーカー各社はタブレット製品の発売を開始し、タブレット製品市場が新たに認知されつつある中、今後発売が予定されている機種にはオートフォーカス機能のついたカメラの搭載が増加しその部分も当社への供給要請に結びついており、当社としては生産能力の増強を行わざるを得ない状況にあります。

一方当社の当第3四半期連結会計期間末における自己資本比率は前連結会計年度に対して0.9ポイント減少し、17.1%と低い水準にあることを鑑み、今後の受注増に対応する資金を直接調達的手法によることとして検討いたしました。直接調達の手法検討のうち、すでに公募増資の手段は実行済みであり1年の間に複数回の公募増資を行なう事例は稀であり当社が実際に行える可能性はゼロに等しいと考えられます。株主割当での発行という方法も有りますが、必要な資金が集まる可能性は少ないと考えられる上に、株主の確定に複数の手続きを要し、資金調達されるまでに期間を要することが考えられることから、これらの方法による資金調達手法の採用は見送りました。一方、第三者割当による資金調達は機動的な資金調達方法であることから、第三者割当の方法による資金調達を模索することといたしました。

第三者割当の方法による資金調達を具体的に検討する中で割当先候補からは行使価額修正条項のついた提案しかなく既存株主保護の観点から承諾しがたく、また金額についても当社の要望より少額であることから、資金確保の観点からはリスクがありますが総額で当社の要望金額に沿う内容であること、また経営方針の急転換等の可能性のない点並びに既存株主保護の観点から比較優位にある本新株予約権による資金調達を選択することといたしました。

このような状況のもとで、当社の生産拠点である上海工場は高い稼働率が継続しており、従来の生産設備だけでは間に合わず、「AFL」は引き続き高い需要が見込めることもあり、「AFL」のシェア拡大及び競争力強化による業績の改善を目的とする、増加運転資金、製造ラインの増設資金、及び製造ラインの半自動化資金を資金使途とする本新株予約権の発行による総額約12億円の資金調達を決定いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

このような状況の中、Oakキャピタル株式会社からの第三者割当による新株予約権の発行の具体的な提案を受け、本新株予約権の発行による資金調達が将来的な必要資金が確保できる可能性があること及び同社が当社の事業内容や事業戦略に理解を示していることから当該資金調達を決定いたしました。

また、当社は、今後更なる増産体制および生産の半自動化に必要な設備資金を調達するにあたり、当社の経営戦略上の判断から、銀行借入れの増加を抑え、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段の中でも、この度、新株予約権の発行による資金調達を選択いたしましたのは、調達資金の返済を必要とせず、また、一度に大量の新株を発行しないため、既存株主価値の希薄化が低減される点で優位性があると判断したことによりです。また、資金効率の観点からも、事業計画の進捗に合わせた時期に調達できる方法であり、当社の資金需要に整合するものであります。以上のように総合的に検討した結果、新株予約権の発行による資金調達が最善であると判断いたしました。

別件第三者割当による新株式発行（現物出資）及び本新株予約権の発行による資金調達は、希薄化率が25.13%となり25%以上になることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規定第432条第2号に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、社外監査役2名に対して調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本新株予約権の募集の決議に関し、その資金調達の必要性、内容及び資金調達を行う理由について詳細な説明し、また、借入れ、社債発行、公募増資、株式の第三者割当、新株予約権付社債の第三者割当などの他の資金調達方法と比較して今回採用するスキームを選択することとした理由について説明し、さらに、今後の事業計画等についての質問事項に関し、適切に回答いたしました。

その結果、平成22年11月16日に社外監査役である岩田輝正・田村稔郎両氏から書面による意見をいただきました。内容は設備投資については顧客より生産・出荷依頼を受けており、断ることは将来の競争を作る結果となること、中期的にも受注が急減しない確度が高いことから生産能力拡大のための設備投資は必要であるとされており、また競争力の強化・利益の確保のための半自動化機械の導入は必須であり、自動化は業界他社も進めており乗り遅れると著しい競争力の低下をも

たらずという、必要性に関する意見をいただきました。現物出資についても企業防衛の一手段としての必要性並びに負担なく将来性のある新規事業に進出できる必要性に関する意見をいただきました。相当性については当社の置かれた状況では新株発行以外の資金調達は困難で、新株発行による希薄化を回避し設備投資を行わなかった場合の競争力の低下は明らかで少数株主の利益を図る結果とならないため相当であるとされました。現物出資についても同じく現金による取得は困難であり事業上の要請から相当であると判断されました。本件第三者割当は、当社グループの主力製品の一つである「AFL」のシェア拡大および競争力強化による業績の改善及び自己資本充実により株主価値の増大を図り、企業価値向上を図り、結果として中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様の株式価値向上に資すると判断しており、発行数量及び株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断するとともに株式価値も上昇に転じていくものと考えております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であり、妥当性が認められるとの意見を得られました。本新株予約権の発行は支配株主との取引等に該当しません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他の参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第25期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に追加が生じております。「事業等のリスク」として次の通り追加します。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成22年11月18日）現在においてもその判断に変更はありません。

4 [事業等のリスク]

< 前略 >

～ 略

株式価値の希薄化に関わるリスク

平成22年11月18日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行及び株式会社シンクテック・インベストメントを割当予定先とする第三者割当増資（現物出資）を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は62,240個（直前の基準日である平成22年6月30日現在の株主名簿に同年7月20日の公募増資による4,500株の新株発行分を加味して計算しております。）であり、今回、第三者割当により同社に割当てる新株予約権の目的である株式の総数11,120株に第三者割当増資（現物出資）により発行する新株式の数4,522株を合わせた15,642株に係る議決権数は15,642個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は25.13%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は20.08%）となり、相応の株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、新株予約権による資金調達には当社グループの主力製品の一つである「AFL」のシェア拡大および競争力強化による業績の改善及び自己資本充実により株主価値の増大を図り、企業価値向上を図るものであり、第三者割当増資（現物出資）は当社グループの競争力の維持並びに負担が少ないまま新規事業への進出を可能とするものであり、いずれも中長期的な視点からも株主価値の持続的な拡張につながり、既存株主の皆様の株式価値向上に資すると判断しており、発行数量及び株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断するとともに株式価値も上昇に転じていくものと考えております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であると判断しております。

大株主としての経営権について

平成22年11月18日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による当該新株予約権が全て行使された場合の株式発行数を加算すると、同社は、発行後の総議決権数の14.28%を占める大株主となります。しかしながら、同社につきましては、当該新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、同社は、可能な限り市場動向に配慮しながら、当社株式を売却していく旨の表明を行っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

現物出資財産として譲り受けた3社について

当社は3社の技術等を確認した上で現物出資の受け入れを決定しておりますので可能性は低いと思いますが、3社の業績が計画通りに進捗しなかった場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響が生じる可能性があります。また、3社を譲り受けたことに伴い連結決算の対象範囲が拡大する可能性があります。3社は中国の会社で未上場でもあり相応の管理レベルとなっており、内部統制も含めて上場企業の一員として耐えられるレベルの管理水準に短期間に引き上げる必要があります。短期間にレベルアップができなかった場合、当社グループの運営に悪影響が生じるリスクがあります。

資金調達に関わるリスク

当社は平成22年11月18日開催の当社取締役会において、当社グループの主力製品の一つである「AFL」のシェア拡大及び競争力強化による業績の改善目的として、増加運転資金、製造ラインの増設資金、及び製造ラインの半自動化資金を資金使途とするOakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合においては、当社グループの主力製品の一つである「AFL」のシェア拡大及び競争力強化による業績の改善に支障をきたす可能性があります。

知的財産権について

<略>

継続企業の前提に関する重要事象等

<略>

2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日（平成22年3月30日）以降、本有価証券届出書の提出日（平成22年11月18日）までの間において、以下のとおり変化しております。

なお、平成22年10月1日から本有価証券届出書の提出日（平成22年11月18日）までの間に新株予約権の行使によるものは含まれておりません。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成22年7月20日（注）	297,837	2,509,926	297,832	2,945,720

（注） 公募増資による増加であり、詳細は下記の通りであります。

発行期日	平成22年7月20日
調達資金の額	582,969,500円（差引手取概算額）
発行価額	141,900円
募集時点における発行済株式数	57,740株
当該増資による発行株式数	4,500株
当初の資金使途	設備投資並びに増加運転資金
支出予定時期	平成22年7月以降
現時点における充当状況	全額充当済み

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第25期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年4月15日 関東財務局長に提出
	事業年度 (第25期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年7月6日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期 第3四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

シコー株式会社

取締役会 御中

監査法人ウイングパートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 赤坂 満秋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森下 賢二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社グループは当連結会計年度において2,342,694千円の当期純損失を計上し、また、金融機関と締結しているシンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触する事実が生じたことにより、継続企業的前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

シコー株式会社
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 市原 豊 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武田 剛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、及び第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更1.(1)」に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。
2. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更1.(1)」に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月25日

シコー株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(1) たな卸資産（会計処理の変更）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。」
2. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(2) 有形固定資産（会計処理の変更）」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、シコー株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、シコー株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月15日

シコー株式会社
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 市原 豊 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武田 剛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シコー株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

シコー株式会社

取締役会 御中

監査法人ウイングパートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 赤坂 満秋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森下 賢二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は当事業年度において3,764,992千円の当期純損失を計上し、また、金融機関と締結しているシンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触する事実が生じたことにより、継続企業的前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月25日

シコー株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシコー株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シコー株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 「重要な会計方針3. たな卸資産の評価基準及び評価方法(会計処理の変更)」に記載されているとおり、会社は当事業年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。
2. 「重要な会計方針4. 固定資産の減価償却の方法(1)有形固定資産(会計処理の変更)」に記載されているとおり、会社は当事業年度より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。